

## 防衛省等の職を兼ねる兼業に関する審査の取扱いについて

令和6年4月19日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この取扱いは、国立大学法人熊本大学職員兼業規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、職員が国内外の防衛を所管する公的機関(以下「防衛省等」という。)の職を兼ねる兼業をしようとする場合における規則第6条の審査の取扱いに関し必要な事項を定める。

### (条件確認等)

第2条 規則第6条第1項に規定する教授会等(以下「教授会等」という。)は、職員が兼ねようとする職が防衛省等において研究開発等(研究開発(基礎開発、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)又は研究開発に関する技術指導若しくはマネジメント業務をいう。以下同じ。)に従事するものであるときは、「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い」(令和5年2月22日教育研究評議会了承)の趣旨を踏まえ、当該教授会等による審査において、兼業を申し出た職員について次に掲げる条件が満たされていることを確認するものとする。

- (1) 防衛省等の職に係る研究開発等が、救難、輸送、警戒、監視、ネットワーク、掃海その他の防衛・安全を目的とした研究の範囲を超えないことについて、兼業の承認又は同意を行うに当たり必要な説明がなされていること。
- (2) 兼業の承認後、少なくとも1年に1回以上、研究開発等の内容の変更の有無について報告が行われること。
- (3) 研究開発等の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容についての報告及び第1号の説明が行われること。

- 2 前項の職員は、同項に規定する教授会等の確認を受けるに当たり、念書(別記様式)及び防衛省等の職における研究開発等の内容を示す書類を提出しなければならない。
- 3 学長(短期間の兼業又は部局等の長以外の職員による無報酬の兼業にあつては、部局等の長。以下同じ。)は、前項の確認ができた場合に限り、兼業の承認又は同意を行うものとする。

### (取消しの申出)

第3条 教授会等は、次に掲げる場合には、兼業の承認又は同意を取り消すべき旨を学長に申し出なければならない。

- (1) 防衛省等の職に係る研究開発等が、前条第1項第1号に規定する研究の範囲を超

えることとなったと認められるとき。

(2) 前条第1項第2号の報告並びに同項第3号の報告及び説明が行われないとき。

(助言の求め)

第4条 教授会等又は学長は、第2条第1項第1号又は第3号の説明に関し、同号に規定する研究の範囲を超えないことについて疑義が生じたときその他必要があると認めるときは、関連する知見を有する者・部署に助言を求めることができる。

(事務)

第5条 防衛省等の職を兼ねる兼業に関する事務は、必要に応じて研究・社会連携部研究推進課の協力を得つつ、総務部労務課において処理する。

付 記

この取扱いは、令和6年4月19日から実施する。